



池田市公報

第119号

発行所 池田市役所

発行者 池田市長 瀧澤 智子

編集 総合政策部 法制課

令和7年11月1日発行

目次

条 例

○ 池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
○ 池田市手数料条例の一部を改正する条例	3
○ 池田市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例	3
○ 池田市立くれば音楽堂条例の一部を改正する条例	4
○ 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 ...	5
○ 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6
○ 池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部を改正する条例	6
○ 池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例	7

規 則

○ 池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則	7
○ 池田市市税条例施行規則等の一部を改正する規則	8
○ 池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則	8
○ 池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則 ...	9
○ 池田市生活保護法施行細則	9
○ 池田市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	11
○ 池田市財務規則の一部を改正する規則	11
○ 池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	12
○ 池田市ダイバーシティセンター条例施行規則の一部を改正する規則	12
○ 池田市保健福祉総合センター条例施行規則の一部を改正する規則	13
○ 池田市立市民活動交流センター条例施行規則の一部を改正する規則	15
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則の一部を改正する規則	17
○ 池田市税外収入金徴収職員証に関する規則の一部を改正する規則	17
○ 池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則の一部を改正する規則	17
○ 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	18
○ 池田市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則	19
○ 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	19
○ 通勤手当支給規則の一部を改正する規則	19
○ 池田市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	21
○ 池田市墓地、埋葬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	22
○ 池田市立保育所条例施行規則及び池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	22
○ 池田市立児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	22

訓 令

○ 池田市例規集管理規程の一部を改正する訓令	23
--	--------------------

選挙管理委員会

○ 池田市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程	24
○ 池田市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程	24

池田病院

- 市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… 25

教育委員会

- 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… 25
- 池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部を改正する規則…………… 25
- 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 26
- 公民館条例施行規則の一部を改正する規則…………… 26
- 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則…………… 28

消防長

- 池田市消防本部救急業務運用規程の一部を改正する訓令…………… 30

本号には、令和7年7月2日から令和7年10月1日までに公布等をした条例、規則及び訓令のほか、選挙管理委員会及び池田病院の規程、教育委員会の規則並びに消防長の訓令を登載しています。

条 例

池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第32号

池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

池田市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年10月1日」を「令和7年10月1日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

池田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第33号

池田市手数料条例の一部を改正する条例

池田市手数料条例（昭和51年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表の2の項中欄中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1）納税に関する証明（（2）の証明を除く。）

別表の備考第1項を次のように改める。

1 1の項の証明については、年度ごとに1件とする。

別表の備考第2項第2号中「2の項（2）」を「2の項（3）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「2の項（1）」を「2の項（2）」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1）2の項（1）の証明については、税目及び年度ごとに1件とする。ただし、2以上の税目を合わせて賦課徴収するものにあつては、これを1税目とみなす。

附 則

この条例は、令和7年12月29日から施行する。

池田市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第34号

池田市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

池田市立児童発達支援センター条例（昭和46年池田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

支援センターは、次に掲げる事業を行う。

（1）法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援

（2）法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援

（3）法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）

第4条中「支援センターの定員は、」を「前条第1項第1号に掲げる事業に係る支援センターの利用定員は、1日につき」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（利用者の範囲）

第5条 支援センターで第3条第1項第1号又は第2号に掲げる事業（以下「児童発達支援等」という。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）法第21条の5の5第1項の規定によりその保護者が本市の通所給付決定（同項に規定する通所給付決定をいう。第3号において同じ。）を受けた児童

（2）法第21条の6の規定による措置（児童発達支援等に係るものに限る。以下単に「措置」という。）を本市から受けた児童

- (3) 前2号に掲げるもののほか、法第21条の5の5第1項の規定によりその保護者が通所給付決定を受け、又は措置を受けた児童であつて、支援センターで児童発達支援等を行う必要があると市長が認めるもの
- 2 支援センターで障害児相談支援を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 本市の区域内に居住する法第24条の26の規定による障害児相談支援給付費の支給（次号において「障害児相談支援給付」という。）に係る児童及びその保護者
- (2) 前号に掲げるもののほか、障害児相談支援給付に係る児童及びその保護者であつて、支援センターで障害児相談支援を行う必要があると市長が認めるもの
(利用の申請等)

第6条 支援センターで児童発達支援等又は障害児相談支援を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、その決定を受けなければならない。ただし、児童発達支援等を利用しようとする児童のうち措置を受けたものについては、この限りでない。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(費用)

- 第7条 市長は、支援センターで児童発達支援等（措置によるものを除く。）を行ったときは、当該児童発達支援等を受けた児童の保護者から、その要した費用として法第21条の5の3第2項第2号の政令で定める額に相当する額を徴収する。
- 2 市長は、支援センターで障害児相談支援を行ったときは、当該障害児相談支援を受けた者のうち児童の保護者から、その要した費用として法第24条の26第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定する費用の額に相当する額を徴収する。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

池田市立くれは音楽堂条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市条例第35号

池田市立くれは音楽堂条例の一部を改正する条例

池田市立くれは音楽堂条例（平成19年池田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、文化」を「及び文化」に、「と福祉」を「並びに福祉」に、「音楽堂」を「池田市立くれは音楽堂（以下「音楽堂」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

(位置)

第2条 音楽堂の位置は、池田市姫室町10番1号とする。

第3条第1項中「池田市立くれは音楽堂（以下「音楽堂」という。）において」を「音楽堂」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 音楽の演奏その他の活動のために必要な音楽堂の施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供に関すること。

(2) 市民の芸術及び文化の振興に資する行事の開催に関すること。

第3条第2項を削る。

第4条中「委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第5条第1項中「音楽堂」を「施設等」に、「委員会」を「池田市教育委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

第5条第2項中「許可」の次に「（以下「使用許可」という。）」を加える。

第6条中「該当すると認める」を「該当する」に、「音楽堂の使用を許可しない」を「使用許可をしない」に改め、同条第4号を削り、同条第3号中「管理」を「前3号に掲げるもののほか、委員会が音楽堂の管理運営」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「建物や」を「音楽堂の建物又は」に、「損傷する」を「毀損し、滅失し、又は汚損する」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 第1条に規定する音楽堂の設置目的の達成に支障があると認めるとき。

第7条中「音楽堂の使用の許可」を「使用許可」に改め、「いう。）は」の次に「、教育委員会規則で定めるところにより」を加える。

第8条を次のように改める。

(使用料の減免)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合により、使用料を減免することができる。

(1) 市又は委員会が主催し、又は共催する事業の実施のために施設等を使用する場合 10割

(2) 官公庁が使用する場合 10割

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める場合 委員会が定める割合

第9条各号列記以外の部分を次のように改める。

委員会は、既納の使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができる。

第9条第1号中「音楽堂を利用できなくなった」を「施設等を使用できなくなった」に、「全額」を「既納の使用料の全額」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 施設等を使用する日の属する月の前月における当該日に相当する日（相当する日がない場合にあっては、当該月の末日）以前の最も遅い池田市の休日を定める条例（平成元年池田市条例第26号）に規定する市の休日でない日（次号において「使用前月応当日」という。）までにされた申請による第5条第1項後段の規定による変更に伴い使用料の額が減少した場合 既納の使用料と当該変更後の使用料の差額

第9条に次の1号を加える。

(3) 使用前月応当日までに使用許可の取下げを届け出た場合 既納の使用料の5割

第10条の見出し中「目的外使用等」を「使用の権利の譲渡等」に改め、同条中「音楽堂を許可」を「使用許可」に改め、「目的以外に」の次に「施設等を」を、「使用し、」の次に「施設等を」を加え、「その使用权」を「施設等の使用の権利」に改める。

第11条中「対し、」を「対して」に改め、同条第1号中「規則」を「教育委員会規則の規定」に改め、同条第2号中「使用条件」を「第5条第2項の規定により付された条件」に改め、同条第4号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「において必要がある」を「が必要」に改め、同号を同条第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 災害その他不可抗力により音楽堂の運営上やむを得ない事由が発生したとき。

第11条第3号中「許可」を「使用許可」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第6条各号のいずれかに該当するとき。

第12条の見出しを「（特別の設備の設置等）」に改め、同条中「音楽堂を使用する場合」を「施設等の使用」に、「、特別」を「特別」に、「あらかじめ委員会の」を「施設等の使用と併せてその」に改める。

第13条中「施設、設備等を滅失し、又は損傷した」を「建物、附属設備等を毀損し、滅失し、又は汚損した」に改める。

第14条中「委員会が」を「教育委員会規則で」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	1時間当たりの使用料の額	
	市民等	市民等以外
平日	1,500円	3,000円
休日等	2,000円	4,000円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 平日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日という。

(2) 休日等 平日以外の日という。

(3) 市民等 使用者が個人の場合にあっては本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者（以下この号において「市民」という。）をいい、団体の場合にあっては市民がその全構成員の7割以上を占める団体をいう。

2 施設等の使用は、1時間を単位とし、午前9時から時間を1時間ごとに区分した時間区分によるものとする。

3 その受けた使用許可に係る時間を超えて施設等を使用したときは、その超えた時間1時間までごとにつき、この表に定める1時間当たりの使用料の額を徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月5日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日以後の池田市立くれば音楽堂の使用に係る手続は、同日前においても、この条例による改正後の池田市立くれば音楽堂条例の規定の例により行うことができる。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第36号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号）の

一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第25条第2項中「修了した保育士（）」の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加え、「『国家戦略特別区域限定保育士』」を「『地域限定保育士等』」に改める。

第31条、第33条、第46条及び第49条並びに附則第7項ただし書及び第9項中「国家戦略特別区域限定保育士」を「地域限定保育士等」に改める。

附則第10項中「又は国家戦略特別区域限定保育士」及び「保育士の数（）」を削り、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

（池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「保育士（）」の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する」を加える。

（池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第1号中「保育士（）」の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第15条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則
この条例は、令和7年10月1日から施行する。

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第37号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第38号

池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部を改正する条例

池田市保育所等設置認可等審議会条例（平成28年池田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく保育所等の認可等及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）に基づく幼保連携型認定こども園の認可等について審議するため、本市に」を「本市に、」に改める。

第2条中「審議会は」の次に「、市長の諮問に応じ」を加え、「関して、」を「関し」に改め、「調査審議し、」の次に「その」を加え、同条第1号中「法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）」に改め、同条第5号中「認定こども園法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、市長は、審議会の委員について法第33条の10第3項第3号の規定による指定を行うものとし、審議会において、法第33条の15の規定によりその指定を受けた者の権限に属させられた事項を処理する。

第3条第2項中「掲げる者」の次に「であって法第33条の15第1項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもの」を加え、同項第3号を削る。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第39号

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

池田市建築基準法施行条例（平成13年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表63の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表64の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

規 則

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月11日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第47号

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

池田市市税条例施行規則（平成17年池田市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第19条第7項中「第100条第3項」を「第100条第4項」に改め、同条第9項中「第100条第4項」を「第100条第5項」に改める。

様式一覧の表12の項中「第100条第3項」を「第100条第4項」に改め、同表14の項中「第100条第4項」を「第100条第5項」に改め、同表93の項中「第14項」を「第15項」に改める。

第12号様式中「第100条第3項」を「第100条第4項」に改める。

第16号様式（その1）の備考の表条例第94条第1号ア（特定小型原動機付自転車を除く。）の項中「除く。）」の次に「及び

ウ」を加え、同表中

条例第94条第1号ウ
条例第94条第1号エ

を

条例第94条第1号エ
条例第94条第1号オ

に改める。

第16号様式（その2）の備考2の表条例第94条第1号ア（特定小型原動機付自転車を除く。）の項中「除く。）」の次に「及びウ」を加え、同表条例第94条第1号ウの項中「条例第94条第1号ウ」を「条例第94条第1号エ」に改める。

第16号様式（その3）の備考2の表条例第94条第1号ア（特定小型原動機付自転車を除く。）の項中「除く。）」の次に「及

びウ」を加え、同表条例第94条第1号ウの項中「条例第94条第1号ウ」を「条例第94条第1号エ」に改める。

第93号様式中「第14項」を「第15項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、第16号様式（その1）、第16号様式（その2）及び第16号様式（その3）の改正規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の池田市市税条例施行規則に規定する様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間この規則による改正後の池田市市税条例施行規則に規定する様式による書類として使用することができる。

池田市市税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月11日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第48号

池田市市税条例施行規則等の一部を改正する規則

(池田市市税条例施行規則の一部改正)

第1条 池田市市税条例施行規則（平成17年池田市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第16号様式（その3）の備考2の表条例第94条第1号ア（特定小型原動機付自転車を除く。）及びウの項及び条例第94条第1号イの項を削る。

第2条 池田市市税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第16号様式（その3）を削り、第16号様式（その4）を第16号様式（その3）とする。

(池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年池田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「前に」を「（以下「施行日」という。）前に原動機付自転車について」に、「定める」を「規定する」に、「原動機付自転車の非課税様式は、同日」を「非課税標識は、施行日」に、「、原動機付自転車の」を「、当該原動機付自転車について交付した」に改める。

附則第3項中「原動機付自転車のうち特定小型原動機付自転車に該当するものについてこの」を「施行日前に原動機付自転車のうち特定小型原動機付自転車に該当するものについて交付したこの」に、「定める様式により交付した」を「規定する様式による」に、「同日」を「施行日」に、「使用する」を「交付した原動機付自転車標識として使用する」に改める。

附 則

(施行規則)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和7年10月14日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に原動機付自転車について交付した第1条の規定による改正前の第16号様式（その3）に規定する様式による原動機付自転車標識は、同日以後においても、当該原動機付自転車について交付した原動機付自転車標識として使用することができる。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の前日に原動機付自転車について交付した第2条の規定による改正前の第16号様式（その3）に規定する様式による原動機付自転車標識は、同日以後においても、当該原動機付自転車について交付した原動機付自転車標識として使用することができる。

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第49号

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

第1条 池田市行政組織及び事務分掌規則（昭和58年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第6項第1号中テをナとし、ツをトとし、同号チ中「タまで」を「ツまで」に改め、同号チを同号テとし、同号タの次に次のように加える。

チ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に関すること（他の課の所管に属する事項を除く。）。

ツ 伏尾台地域官民連携事業に関すること。

第2条 池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第8条第6項第1号中ナをニとし、トをナとし、同号テ中「ツまで」を「テまで」に改め、同号テを同号トとし、同号中ツをテ

とし、次の次に次のように加える。

ツ 官民連携まちなか広場の管理運営に関すること。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年8月1日から施行する。

池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第50号

池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部第1号中「177,950円」を「186,050円」に改め、同表随時介護を要する状態の部第1号中「88,980円」を「92,980円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

池田市生活保護法施行細則をここに公布する。

令和7年8月7日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第51号

池田市生活保護法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（書類の備付け）

第3条 池田市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は、次に掲げる書類を備え付け、必要な事項を記載しておくものとする。

- (1) 面接相談記録受付簿
 - (2) 保護台帳
 - (3) 保護決定調書
 - (4) 保護金品交付台帳
 - (5) ケース記録票
 - (6) 保護申請書受理簿
 - (7) ケース番号登載簿
 - (8) ケース番号索引簿
 - (9) 医療券交付処理簿
 - (10) 介護券交付処理簿
- （保護の開始の申請等）

第4条 法第24条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の申請書は、生活保護法による保護申請書（様式第1号）とする。

2 施行規則第1条第5項の申請書は、生活保護法による葬祭扶助申請書（様式第2号）とする。

3 福祉事務所長は、前2項の申請書を提出した者又は被保護者に対し、次に掲げる書類のうち保護の決定又は実施のため必要と認

めるものの提出を求めることができる。

- (1) 資産申告書（様式第3号）
- (2) 収入申告書（様式第4号）
- (3) 同意書（様式第5号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認める書類
（保護の決定等）

第5条 法第24条第3項の規定による保護の開始の決定の通知は、保護開始決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 法第24条第9項において準用する同条第3項の規定による保護の変更の決定の通知は、保護変更決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

3 法第24条第3項の規定による保護の却下の決定又は同条第9項において準用する同条第3項の規定による保護の変更の却下の決定の通知は、保護申請却下通知書（様式第8号）により行うものとする。

（職権による保護の決定等）

第6条 法第25条第1項の規定による保護の開始の決定に係る通知は、前条第1項に規定する通知書により行うものとする。

2 法第25条第2項の規定による保護の変更の決定に係る通知は、前条第2項に規定する通知書により行うものとする。

（保護の停止及び廃止）

第7条 法第26条の規定による保護の停止又は廃止の通知は、保護廃止決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（保護の実施の通知等）

第8条 福祉事務所長は、法第19条第2項の規定により保護を実施したときは、速やかに、その旨を当該被保護者の居住地を所管する福祉事務所の長に書面により通知しなければならない。この場合において、当該書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第3条第1号から第5号までに掲げる書類の写し
 - (2) 第4条第3項第1号から第3号までに掲げる書類の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認める書類
- 2 福祉事務所長は、被保護者が池田市福祉事務所の所管区域外に移転したときは、速やかに、保護の廃止を決定するとともに、その旨を当該被保護者の居住地を所管する福祉事務所の長に書面により通知しなければならない。この場合において、当該書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 第3条第2号、第3号及び第5号に掲げる書類の写し
 - (2) 前号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認める書類

（指導及び指示）

第9条 福祉事務所長は、書面により法第27条第1項の規定により指導又は指示をするときは、生活保護法第27条第1項に基づく指導指示書（様式第10号）により行うものとする。

（検診の命令）

第10条 福祉事務所長は、法第28条第1項の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書（様式第11号）により行うものとする。

（資料の提供等）

第11条 福祉事務所長は、法第29条第1項の規定により書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めるときは、様式第12号により行うものとする。

（扶養義務者への照会）

第12条 福祉事務所長は、必要があるときは、要保護者の知れたる扶養義務者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の規定による扶養義務の履行の可否について、当該扶養義務者に対し、様式第13号により照会するものとする。

2 前項の規定による照会に対する回答は、扶養届書（様式第14号）又はこれに記載すべき事項を記載した書類により行わなければならない。

（施設等の入所の依頼又は委託）

第13条 福祉事務所長は、法第30条第1項ただし書の規定により被保護者を施設に入所させ、又は施設若しくは私人の家庭に入所を委託するときは、入所依頼（委託）書（様式第15号）により依頼し、又は委託するものとする。

（保護金品の交付方法）

第14条 福祉事務所長は、被保護者等に対して保護金品を交付するときは、口座振替の方法による場合を除き、当該被保護者等に第5条第1項若しくは第2項に規定する通知書又はこれらに代わるものとして福祉事務所長が認めるものの提示を求めなければならない。

（就労自立給付金の支給の申請等）

第15条 施行規則第18条の4第1項の申請書は、就労自立給付金申請書（様式第16号）とする。

2 福祉事務所長は、施行規則第18条の4第1項の規定による申請について、就労自立給付金の支給を決定したときは、就労自立給付金決定通知書（様式第17号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(進学・就職準備給付金の支給の申請等)

第16条 施行規則第18条の9第1項の申請書は、進学・就職準備給付金申請書(様式第18号)とする。

2 福祉事務所長は、施行規則第18条の9第1項の規定による申請について、進学・就職準備給付金の支給を決定したときは進学・就職準備給付金支給決定通知書(様式第19号)により、進学・就職準備給付金の不支給を決定したときは進学・就職準備給付金不支給決定通知書(様式第20号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年8月18日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に福祉事務所長が備え付けている面接相談記録受付簿その他の書類及び福祉事務所長に提出されている保護の決定又は実施に係る申請書その他の書類は、それぞれこの規則の相当規定により備え付け、又は提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に保護の決定又は実施に関してなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

池田市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月14日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第52号

池田市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

池田市環境保全条例施行規則(昭和53年池田市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「5,000㎡を」を「5,000平方メートルを」に、「16m」を「16メートル」に、「並びに」を「及び」に、「3,000㎡を」を「3,000平方メートルを」に、「5,000㎡未満」を「5,000平方メートル以下」に、「8m」を「8メートル」に、「1,000㎡」を「1,000平方メートル」に、「3,000㎡未満」を「3,000平方メートル以下」に、「4m」を「4メートル」に、「この場合において当該」を「当該」に、「者は」を「者を」に、「距離が、」を「距離が」に改め、「この場合において、」を削る。

様式第4号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に池田市環境保全条例(昭和53年池田市条例第14号)第21条の規定により掲出しているこの規則による改正前の様式第4号による標識(以下「旧標識」という。)は、その旧標識に係る事業完了の日までの間、引き続き同条に規定する標識として使用することができる。

3 この規則の施行の日前に旧標識を作成していた場合その他の理由により作成された旧標識は、令和7年12月31日までに掲出を開始する場合に限り、その旧標識に係る事業完了の日までの間、池田市環境保全条例第21条に規定する標識として使用することができる。

池田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月21日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第53号

池田市財務規則の一部を改正する規則

池田市財務規則(昭和39年池田市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第105条の見出し中「行政財産」を「公有財産」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、他の部等の長が分掌する事務事業に関連のあるものであって、総務部長の管理により難いと認めるものについては、市長の承認を得て当該他の部等の長が管理することができる。

第108条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(行政財産の用途の廃止)」を付し、同条第1項ただし書中「次」を「第105条第2項ただし書に定める場合のほか、次」に、「場合において」を「ものについては、」に、「得たときは、」を「得て」に改め、同項第3号中「総務部長において引継ぎを受け管理することが困難な」を「当該部等の長が分掌する事務事業に関連のある」

ものであって、総務部長の管理により難いと認める」に改め、同条第2項中「前項」を「前項本文」に、「引継ぐ場合にこれを」を「引き継ぐ場合について」に改める。

第109条に見出しとして「（普通財産の貸付け）」を付し、同条第1項中「次」の次に「の各号」を、「掲げる」の次に「普通財産の区分に応じ、当該各号に定める」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同項第3号中「前各号」を「前2号に掲げる物件」に改め、同条第2項中「前項の貸付期間」を「普通財産の貸付けの期間」に改め、「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該更新の日から前項に規定する期間を超えることができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第54号

池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年池田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（情報通信の技術の利用に関する告示等）」に改め、同条中「市の機関が手続等を」を「条例及び」に改め、「利用する方法により」の次に「申請等又は処分通知等を」を加え、「とするときは、あらかじめ」を「としたときは」に、「公示する」を「告示し、及びインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする」に改める。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、本市の公共施設の使用に係る許可、使用料の減免の決定又は使用料の徴収に関する処分の通知であって、市長（教育委員会が所管する公共施設にあっては、教育委員会）が認める公共施設予約システムを使用してなされた当該許可又は使用料の減免に関する処分を求める申請に係るものにあっては、当該公共施設予約システムを使用して当該通知を行うこととする。

第11条第1項を削り、同条第2項中「市の機関の使用に係る電子計算機から」及び「入力し、当該事項に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて」を削り、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

池田市ダイバーシティセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第55号

池田市ダイバーシティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市ダイバーシティセンター条例施行規則（令和4年池田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「初日」の次に「（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日後において最も近いセンターの休館日でない日）」を加える。

第5条第2項中「前項の規定により交付された使用許可書を提示して」を「変更前に係る使用許可書の提示その他の市長が認める方法により使用者であることの確認を受け、」に改め、同条第3項中「第1項の規定により交付した使用許可書と引き換えに」を削り、「内容による使用の許可は、」を「許可は」に、「みなす」を「みなし、書面により交付を受けた変更前に係る使用許可書にあっては当該変更後に係る使用許可書の交付と引換えに返却しなければならない」に改める。

第6条の見出し中「の免除」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条第1項の規定による使用料の前納は、施設の使用の許可を受けた日から起算して3日以内（施設の使用の日の2日前の日以後に許可を受けた場合にあっては、その許可の際）に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第7条中「に第5条第1項、第3項又は第4項の規定により交付された使用許可書を添えて市長」を「を市長」に、「許可は、」を「許可は」に、「みなす」を「みなし、書面により交付を受けた使用許可書にあっては取下げ届出書に添えて返却しなければならない」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

条例第8条の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額により行うものとする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない事由により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額

(2) 施設を使用する日の属する月の前月における当該日に相当する日（相当する日がない場合にあっては、当該月の末日）以前の最も遅いセンターの休館日でない日（次号において「使用前月応当日」という。）までにされた申請による第5条第3項又は第4項の規定による変更に伴い使用料の額が減少した場合 既納の使用料と当該変更後の使用料の差額

(3) 使用前月応当日までに取下げ届出書の提出があった場合 既納の使用料の全額

様式第2号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に同日以後の日における池田市ダイバーシティセンターの施設の使用についてこの規則による改正前の様式第2号に規定する様式により交付した許可書は、この規則による改正後の様式第2号に規定する様式により交付したものとみなす。

池田市保健福祉総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第56号

池田市保健福祉総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市保健福祉総合センター条例施行規則（平成21年池田市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第10条」を「第10条第1項」に、「センター」を「センター」に、「を使用しよう」を「の使用の許可（同項後段の規定による許可された事項の変更に係る許可（以下「変更許可」という。）を含む。以下「使用許可」という。）を受けよう」に改め、「使用しようとする日の属する月の3か月前の月の初日から使用しようとする日の前日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その前日）までに」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、変更許可の申請にあっては、次条第1項に規定する使用許可書の提示その他の指定管理者が認める方法により使用者（条例第12条第1項に規定する使用者をいう。以下同じ。）であることの確認を受けなければならない。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める期間において行うことができる。

(1) 条例第10条第1項前段の許可の申請 センターの会議室等を使用しようとする日の属する月の3か月前の月の初日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日後において最も近いセンターの休館日でない日）から使用しようとする日の前日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日前において最も近いセンターの休館日でない日）まで

(2) 変更許可の申請 変更前の使用許可に係る使用の日の前日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日前において最も近いセンターの休館日でない日）まで

第8条中「に規定する」を「の規定による」に、「あったとき」を「あった場合」に、「管理上必要があるときは、必要な条件を付し」を「使用許可を決定したときは」に、「」を申請者」を「。次項及び第12条において「使用許可書」という。）を当該申請をしたもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、変更許可を決定したときは、変更前の使用許可は取り消されたものとみなし、書面により交付された変更前に係る使用許可書にあっては変更後に係る使用許可書の交付と引換えに返却しなければならない。

第9条を削る。

第10条第2項を削り、同条第1項中「駐車場を使用する者（以下「駐車場使用者」という。）」を「センターの駐車場を使用しようとする者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第11条第4項ただし書の規定による定期券の交付を受けている場合は、この限りでない。

第10条中第1項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

センターの駐車場に駐車できる自動車は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車のうち、高さが2.3メートル以下のものとする。

第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料の前納)

第10条 条例第12条第1項の規定による使用料の前納は、使用許可を受けた日から起算して3日以内（センターの会議室等の使用の日の2日前の日以後に使用許可を受けた場合にあっては、その使用前まで）に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第11条第1項を次のように改める。

条例第12条第4項の規定によるセンターの会議室等の使用に係る使用料の減免は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 市が使用する場合 使用料の全額

(2) 福祉関係団体その他の団体が地域福祉の推進等に関する活動のために使用する場合（市長が別に定める基準を満たす場合に限る。） 使用料の全額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が定める額

第11条第2項中「使用料の減額又は免除」を「センターの会議室等の使用に係る使用料の減免」に、「第7条」を「第7条第1項」に、「池田市保健福祉総合センター使用料減免申請書」を「池田市保健福祉総合センター会議室等使用料減免申請書」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第12条第4項の規定によるセンターの駐車場の使用に係る使用料の減免は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。この場合において、当該各号のうち2以上に該当するときは、減免に係る額が最も多い規定を適用するものとする。

(1) 市又はセンターの関係機関等（市長が必要があると認めるものに限る。）が使用する場合 使用料の全額

(2) センターの会議室等を使用する者（センターの会議室等で開催される会議、講演会その他の行事に参加する者を含む。）又はセンターの関係機関等（市長が認めるものに限る。）を利用する者が1時間を超えて使用する場合 最初の1時間を経過した時以後の使用（6時間を超えて使用する場合は、最初の1時間を経過した時から最初の6時間までの使用）に係る使用料の額

(3) センターの会議室等の使用において要する物品の搬入又は搬出に使用する場合 当該物品の搬入又は搬出に要した時間の使用に係る使用料の額

(4) 前2号に掲げる場合のいずれかに該当する場合であって、そのセンターの駐車場を使用する者（駐車する自動車の同乗者を含む。）が次のアからウまでのいずれかに該当するとき 使用料の全額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳を交付されている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳を交付されている者

ウ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認める場合 市長が定める額

第11条に次の1項を加える。

4 センターの駐車場の使用に係る使用料の減免を受けようとする者は、市長に対し、自動車を退場させる前に駐車券を提示し、その承認を受けなければならない。ただし、第2項第1号に該当する場合で市長が必要と認めるときは、定期券を交付して減免を行う。

第12条の見出しを「（使用許可の取下げ）」に改め、同条中「センターの会議室等の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が、使用を取り消そう」を「使用者は、センターの会議室等の使用を取りやめよう」に改め、「とき」の次に「（次条第1項第1号に掲げる場合を除く。）」を加え、「池田市保健福祉総合センター使用許可取消申請書（様式第8号）に池田市保健福祉総合センター使用許可書を添えて」を「池田市保健福祉総合センター使用許可取下届出書（様式第8号。以下「取下届出書」という。）を」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その使用に係る使用許可は取り消されたものとみなし、書面により交付を受けた使用許可書にあっては取下届出書に添えて返却しなければならない。

第13条第1項を次のように改める。

条例第13条の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額により行うものとする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない事由によりセンターの会議室等を使用できなくなった場合 既納の使用料の全額

(2) センターの会議室等を使用する日の14日前の日以前の最も遅いセンターの休館日でない日（次号において「使用14日前開館日」という。）までにされた申請による変更許可に伴い使用料の額が減少した場合 既納の使用料と当該変更後の使用料の差額

(3) 使用14日前開館日までに取下届出書の提出があった場合 既納の使用料の全額

第13条第2項中「池田市保健福祉総合センター使用料還付申請書」を「池田市保健福祉総合センター会議室等使用料還付申請書兼請求書」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

（様式 略）

様式第6号中「第10条関係」を「第9条関係」に改める。

様式第7号中「池田市保健福祉総合センター使用料減免申請書」を「池田市保健福祉総合センター会議室等使用料減免申請書」に、「池田市 市長 様」を「（宛先）池田市市長」に、「使用料の」を「池田市保健福祉総合センターの会議室等の使用料の」に、「第11条の」を「第11条第3項の」に改める。

様式第8号及び様式第9号を次のように改める。

（様式 略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第13条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請による池田市保健福祉総合センターの会議室等の使用に係る使用料の還付について適用し、施行日前にされた申請による池田市保健福祉総合センターの会議室等の使用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の日における池田市保健福祉総合センターの会議室等の使用についてこの規則による改正前の様式第5号に規定する様式により交付した許可書は、この規則による改正後の様式第5号に規定する様式により交付したものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。
- 5 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池田市立市民活動交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第57号

池田市立市民活動交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立市民活動交流センター条例施行規則（令和3年池田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「初日」の次に「（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日後において最も近いセンターの休館日でない日）」を、「当該使用しようとする日」の次に「（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日前において最も近いセンターの休館日でない日）」を加え、「（センターの休館日を除く。）受け付けるものとする」を「（において行うことができる）」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定によるセンター設備の使用の許可の申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間（センターの休館日を除く。）において行うことができる。

(1) 使用の期間が4月1日から翌年3月31日までの場合（次号アに該当する場合を除く。） 当該期間の初日の属する年の2月1日から同月20日まで

(2) 次のア又はイに該当する場合 使用の期間の初日（以下この号において「使用開始日」という。）の属する月の前月の初日から使用開始日の前日まで

ア 使用の期間が4月1日から翌年3月31日までの場合であって、その使用について前号に定める申請の期間が経過しているとき。

イ 使用開始日が4月1日以外の日である場合

第8条第2項ただし書中「申請期間」を「同条第3項第1号に掲げる場合」に改める。

第9条第1項中「場合は」の次に「、当該許可に係る使用の日の前日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日前において最も近いセンターの休館日でない日）までに」を加え、「前条第1項の規定により交付されたセンター施設使用許可書を提示して」を「変更前に係るセンター施設使用許可書の提示その他の指定管理者が認める方法によりセンター施設の利用者であることの確認を受け、」に改め、同条第2項中「前条第2項の規定により交付された」を削り、「を提示して」を「の提示によりセンター設備の利用者であることの確認を受け、」に改め、同条第3項中「前条第1項の規定により交付したセンター施設使用許可書と引換えに」及び「同条第2項の規定により交付したセンター設備使用許可書と引換えに」を削り、同項後段中「当該」を削り、「許可は、」を「許可は」に、「みなす」を「みなし、変更前に係るセンター施設使用許可書（書面により交付を受けたものに限る。）又はセンター設備使用許可書にあってはそれぞれ当該変更後に係るセンター施設使用許可書又はセンター設備使用許可書の交付と引換えに返却しなければならない」に改める。

第10条の見出しを「（利用者であることの確認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

センター施設の利用者は、指定管理者から要求されたときは、その使用中センター施設使用許可書の提示その他の指定管理者が認める方法によりセンター施設の利用者であることの確認に応じなければならない。

第10条第2項中「第8条第2項又は前条第3項若しくは第4項の規定により交付された」を削る。

第12条中「第14条第1項に規定する」を「第14条第1項第1号に掲げる」に改め、「に第8条第1項又は第9条第3項若しくは第4項の規定により交付されたセンター施設使用許可書」を削り、「に第8条第2項又は第9条第3項若しくは第4項の規定により交付されたセンター設備使用許可書を添えて指定管理者」を「を指定管理者」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該使用の許可は取り消されたものとみなし、センター施設使用許可書（書面により交付を受けたものに限る。）又はセンター設備使用許可書は返却しなければならない。

第13条の見出し中「の減免」を削り、同条第1項を次のように改める。

条例第12条第1項の規定による使用料の前納は、センター施設の使用に係る使用料にあってはその使用の許可を受けた日から起算して3日が経過する日まで（センター施設の使用の日の2日前の日以後に使用の許可を受けた場合にあっては、その使用の許

可の際)に、センター設備の使用に係る使用料にあつてはその使用の許可を受けた日から起算して7日が経過する日(当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日後において最も近いセンターの休館日でない日)まで(第7条第3項第2号に掲げる場合に該当して行った申請について使用の許可を受けた場合にあっては、その使用の許可の際)に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第13条第2項中「により」を「によるセンター施設の使用に係る」に改め、「ものは」の次に「、その使用の許可の申請の際」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第12条第2項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 官公庁がセンター施設を使用する場合 使用料の全額
- (2) 市内に存する地域コミュニティ推進協議会又は自治会、町内会その他これらに類する団体として市長が認めるものがセンター施設を使用する場合(当該団体の設置目的を達成するための活動であつて市長が必要と認めるものを目的として使用する場合には限る。) 使用料の全額
- (3) 市又は教育委員会が主催し、共催し、又は後援する事業の実施のためセンター施設を使用する場合(前2号に掲げる場合を除く。) 使用料の全額
- (4) 市内に設置された学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の規定により設置された認定こども園(以下「認定こども園」という。)を除く。)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは高等専門学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(認定こども園を除く。)又は認定こども園の幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者が教育又は保育の目的のためにセンター施設を使用する場合 使用料の全額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センター施設の使用について市長が特別の理由があると認める場合 市長が定める額

第14条第1項を次のように改める。

条例第13条の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない事由によりセンター施設又はセンター設備を使用できなくなった場合 次のア又はイに掲げる使用料の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
 - ア センター施設の使用に係る使用料 既納の使用料の全額
 - イ センター設備の使用に係る使用料 既納の使用料の全額をその使用を開始した日の属する月から起算して当該月以後における最初の3月までの月数で除して得た額に、その使用できなくなった日の属する月から起算して当該月以後における最初の3月までの月数を乗じて得た額
 - (2) センター施設を使用する日の属する月の前月における当該日に相当する日(相当する日がない場合にあっては、当該月の末日)以前の最も近いセンターの休館日でない日(第4号において「使用前月応当日」という。)までにされた申請による第9条第3項又は第4項の規定によるセンター施設の使用の許可に係る変更に伴い使用料の額が減少した場合 既納の使用料と当該変更後の使用料の差額
 - (3) 条例第10条第1項後段の規定によるセンター施設の使用について許可された事項の変更により第13条第2項第3号に該当することとなり使用料の免除を適用した場合 既納の使用料の全額
 - (4) 使用前月応当日までに第12条の規定によるセンター施設の使用の取りやめに係る届出があつた場合 既納の使用料の全額
- 第14条第2項中「第13条ただし書」を「第13条」に改める。

様式第6号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年9月30日までの間、この規則による改正後の第7条第2項の規定の適用については、同項中「当該使用しようとする日の前日(当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日前において最も近いセンターの休館日でない日)」とあるのは、「当該使用しようとする日」とする。
- 3 施行日から令和7年9月30日までの間、この規則による改正後の第7条第3項の規定の適用については、同項第2号中「使用開始日の前日」とあるのは、「使用開始日」とする。
- 4 この規則による改正後の第13条第2項の規定は、施行日以後にされる申請による池田市立市民活動交流センターの施設の使用に係る使用料の減免について適用し、施行日前にされた申請による池田市立市民活動交流センターの施設の使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。
- 5 この規則による改正後の第14条第1項の規定は、施行日以後にされる申請による池田市立市民活動交流センターの施設又は設備の使用に係る使用料の還付について適用し、施行日前にされた申請による池田市立市民活動交流センターの施設又は設備の使用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月4日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第58号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則（平成18年池田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第6号中		居 住 系		□施 設 入 所 支 援		□共同生活援助（グループホーム）※		を
		居 住 系		□施 設 入 所 支 援		□就 労 選 択 支 援		に、「80万円」を「80万9千
居 住 系		□施 設 入 所 支 援		□共同生活援助（グループホーム）※				

円」に改める。

様式第17号中「80万円」を「80万9千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第6号の改正規定（「80万円」を「80万9千円」に改める部分を除く。）並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和7年10月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の際現にこの規則（前項ただし書に規定する改正規定（以下「令和7年10月施行改正規定」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）による改正前の様式第1号、様式第6号又は様式第17号に規定する様式（次項において「旧様式」という。）により提出されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式第1号、様式第6号又は様式第17号に規定する様式（同項において「新様式」という。）により提出された書類とみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間それぞれ新様式による書類として使用することができる。
- 令和7年10月施行改正規定の施行の際現に令和7年10月施行改正規定による改正前の様式第1号又は様式第6号に規定する様式（次項において「旧様式」という。）より提出されている書類は、それぞれ令和7年10月施行改正規定による改正後の様式第1号又は様式第6号に規定する様式（同項において「新様式」という。）により提出された書類とみなす。
- 令和7年10月施行改正規定の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間それぞれ新様式による書類として使用することができる。

池田市税外収入金徴収職員証に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月8日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第59号

池田市税外収入金徴収職員証に関する規則の一部を改正する規則

池田市税外収入金徴収職員証に関する規則（平成21年池田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「年 月 日発行」を「年 月 日発行」に改める。
池田市長 印」を 池田市長 印」

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記様式により交付されている証票は、この規則による改正後の別記様式により交付されたものとみなす。

池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月12日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第60号

池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則の一部を改正する規則

池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則（平成27年池田市規則第15号）の一部を次のように改正する。
様式第1号を次のように改める。

（様式 略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の様式第1号は、令和7年12月1日以後の第2条に規定する保育所等（以下「保育所等」という。）への入所等に係る利用調整の申込みについて適用し、同日前の保育所等への入所等に係る利用調整の申込みについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第1号による書類については、所要の修正を加え、当分の間この規則による改正後の様式第1号による書類として使用することができる。

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月19日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第61号

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年池田市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「472万1,000円」を「479万4,000円」に改める。

様式第3号を次のように改める。

（様式 略）

第2条 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

3 条例第2条第2項第4号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）次号に掲げる場合以外の場合 479万4,000円

（2）扶養親族等（所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養親族（30歳以上70歳未満の者に限る。）にあつては、同項第34号の2に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この号において同じ。）がある場合 479万4,000円に当該扶養親族等1人につき38万円（当該扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族に該当する場合にあつては48万円、同項第34号の3に規定する特定扶養親族又は同項第34号の2に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）に該当する場合にあつては63万円）を加算した額

第6条第3項中「対象者」を「条例第2条に規定する対象者（以下「対象者」という。）」に改める。

（池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和6年池田市規則第78号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「子ども」を「重度障がい者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第3条の規定 公布の日

（2）第1条中池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則様式第3号の改正規定 令和7年11月1日

（3）第2条及び附則第4項の規定 令和8年10月1日

（準備行為）

2 前項第2号に掲げる改正規定の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について交付する医療証の様式は、同日前においても、第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則様式第3号の規定の例によるものとする。

（経過措置）

3 第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則第4条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則第4条第3項の規定は、附則第1項第3号

に掲げる規定の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

池田市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第62号

池田市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

池田市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年池田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、」を「1回以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第63号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年池田市規則第37号）の一部を次のように改正する。
別表第2技能員の項中「8」を「9」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（基礎号給の改正に伴う技能員の号給の調整）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き技能員として在職する会計年度任用職員の施行日における号給については、施行日の前日におけるその会計年度任用職員の号給の数に1を加えた数（当該数が技能員について定められた職務の級における最高の号給の数を超えるときは、当該号給の数）の号給とする。

通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第64号

通勤手当支給規則の一部を改正する規則

通勤手当支給規則（昭和33年池田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付し、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義等）

第2条 条例第29条の2及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を往復することをいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

3 条例第29条の2に規定する通勤距離は、職員の住居から勤務場所までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

第10条に見出しとして「（事後の確認）」を付し、同条中「求め又は通勤の実情を実地に調査する」を「求める」に改め、同条を第17条とする。

第9条に見出しとして「（支給できない場合）」を付し、同条中「通勤職員」を「条例第29条の2第1項の職員」に改め、「休暇」の次に「、欠勤」を加え、同条を第16条とし、第8条を削る。

第7条の4第1項中「第7条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第2項中「途中」を「中途」に、「法第28条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣法第2条第1項若しくは公益法人等派遣法第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第3条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき」を「派遣等となった場合」に、「ときを」を「場合を」に改め、同条を第15条とする。

第7条の3の前に見出しとして「(支給単位期間)」を付し、同条第1項第2号中「第3条第3号の」を「第8条第3号に規定する」に改め、同条第2項中「同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他市長の定める事由が生ずることが同号に定める」を「次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該」に、「前項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤の経路又は方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他市長の定める事由が生ずること。

第7条の3を第14条とする。

第7条の2に見出しとして「(返納の事由及び額等)」を付し、同条第1項第2号中「通勤経路若しくは通勤方法」を「通勤の経路若しくは方法」に改め、同項第3号中「。以下「外国派遣法」という。」及び「。以下「公益法人等派遣法」という。」を削り、「派遣され、」の次に「又は」を加え、「。以下「育児休業法」という。」を削り、「をし、又は法第29条第1項の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「をした場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第15条において「派遣等となった場合」という。)」に改め、同条第2項第1号中「すべて」を「全て」に、「事由発生日」を「事由発生日」に改め、同項第2号イ中「第6条の2第4項第1号」を「第11条第4項第1号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第13条とする。

第7条に見出しとして「(支給の始期及び終期)」を付し、同条第1項中「においては、」を「においては」に改め、同項ただし書中「第5条」を「第3条」に改め、同条第3項中「増額改定する」を「増額して改定する」に改め、同条を第12条とする。

第6条の2に見出しとして「(支給日等)」を付し、同条第1項中「第9条」を「第16条」に改め、同項ただし書中「第5条の規定」を「第3条の規定による届出」に改め、同条第4項中「の各号」を削り、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その職員の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第29条の2第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次に該当する場合を除く。)において、1か月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えるときにおける当該通勤手当
 - (2) 職員が条例第29条の2第2項第3号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額(以下「運賃等相当額等」という。)が150,000円を超えるときにおける当該通勤手当
- 第6条の2を第11条とし、同条の前に1条を加える。

(交通用具)

第10条 条例第29条の2第1項第2号に規定する交通用具は、自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、市の所有に属するものを除く。

第5条及び第6条を削る。

第4条の2に見出しとして「(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)」を付し、同条を第9条とし、第4条を削る。

第3条中「交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通勤経路及び方法により算出しその額」を「運賃等相当額の算出」に、「額とする」を「ところによる」に改め、同条第1号中「(条例第29条の2第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第8条とし、同条の前に次の見出し及び2条を加える。

(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路を異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、割り振られた正規の勤務時間が夜間に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第2条の次に次の3条を加える。

(届出)

第3条 新たに職員となった者は、通勤届(別記様式)により通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

- (1) 任命権者を異にして異動した場合
 - (2) 住居若しくは通勤の経路若しくは方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
- (確認及び決定)

第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があった場合は、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その職員が条例第29条の2第1項の職員たる要件を

具備するときは、その職員に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給範囲の特例)

第5条 条例第29条の2第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

本則に次の1条を加える。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
(池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年池田市規則第8号）の一部を次のように改正する。
第10条の2第2項第1号中「第2条第5号」を「第2条第3項」に改める。

池田市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第65号

池田市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

池田市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成23年池田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中	就労移行支援	一般型	年月日	付表11、付表11の2	別紙の
	養成施設		年月日	付表11、付表11の2	別紙の
	就労継続支援	A型（雇用型）	年月日	付表12、付表12の2	別紙の
		B型（非雇用型）	年月日	付表12、付表12の2	別紙の
	就労定着支援		年月日	付表13、付表13の2、付表13の3	別紙の
	自立生活援助		年月日	付表14	別紙の
	多機能型		年月日	付表15	別紙の

とおり		就労選択支援		年月日	付表11	
とおり		就労移行支援	一般型	年月日	付表12、付表12の2	
とおり		養成施設		年月日	付表12、付表12の2	
とおり		就労継続支援	A型（雇用型）	年月日	付表13、付表13の2	
とおり			B型（非雇用型）	年月日	付表13、付表13の2	
とおり		就労定着支援		年月日	付表14、付表14の2、付表14の3	
とおり		自立生活援助		年月日	付表15	
とおり		多機能型		年月日	付表16	

別紙のとおり	
別紙のとおり	
別紙のとおり	
別紙のとおり	
別紙のとおり	
別紙のとおり	
別紙のとおり	
別紙のとおり	

に改め、同様式中付表15を付表16とし、付表14を付表15とし、付表13の3を付表14

の3とし、付表13の2を付表14の2とし、付表13を付表14とし、付表12の2を付表13の2とし、付表12を付表13とし、付表11の2を付表12の2とし、付表11を付表12とし、付表10の2の次に次の1付表を加える。

(様式 略)

様式第6号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により提出されている書類は、この規則による改正後の様式により提出された書類とみなす。

池田市墓地、埋葬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第66号

池田市墓地、埋葬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

池田市墓地、埋葬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年池田市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、池田市墓地、埋葬等に関する条例施行規則（平成24年池田市規則第11号）第13条第3号の改正規定中「第13条第3号中」の次に「就労移行支援又は同条第14項に規定する」を「就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する」に、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市立保育所条例施行規則及び池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第67号

池田市立保育所条例施行規則及び池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

（池田市立保育所条例施行規則の一部改正）

第1条 池田市立保育所条例施行規則（昭和41年池田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「保育士（）」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

（池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正）

第2条 池田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第17号中「保育士には、」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

様式第25号中「保育士には、」の次に「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

池田市立児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第68号

池田市立児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立児童発達支援センター条例施行規則（昭和46年池田市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第2条の見出しを「（事業の実施時間）」に改め、同条中「池田市立児童発達支援センター（以下「支援センター」という。）の指導時間」を「支援センターにおける児童発達支援等又は障害児相談支援の実施時間」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（職員）

第2条 池田市立児童発達支援センター（以下「支援センター」という。）に園長その他必要な職員を置く。

第4条ただし書中「変更又は休園する」を「臨時に休園日を変更する」に改め、同条第2号中「休日」の次に「（土曜日を除く。）」を加え、同条第3号中「まで」の次に「（前2号に掲げる日を除く。）」を加える。

第5条を次のように改める。

(申請等)

第5条 条例第6条の規定による支援センターにおける児童発達支援等又は障害児相談支援の利用に係る申請は、その利用に係る児童の保護者において、池田市立児童発達支援センター利用申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、支援センターにおける児童発達支援等の実施を決定したときは池田市立児童発達支援センター児童発達支援等決定通知書（様式第2号）を、支援センターにおける児童発達支援等の不実施を決定したときは池田市立児童発達支援センター児童発達支援等不承諾通知書（様式第3号）を当該申請をした者に対し交付する。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、支援センターにおける障害児相談支援の実施を決定したときは池田市立児童発達支援センター障害児相談支援決定通知書（様式第4号）を、支援センターにおける障害児相談支援の不実施を決定したときは池田市立児童発達支援センター障害児相談支援不承諾通知書（様式第5号）を当該申請をした者に対し交付する。

第6条を削る。

第7条中「障害児通所支援」を「支援センターにおける児童発達支援等の実施」に改め、「費用以外の」を削り、「その他費用」の次に「（条例第7条第1項に規定する費用を除く。）」を、「について、」の次に「児童発達支援等を受けた」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、支援センターにおける障害児相談支援の実施に要した交通費その他費用（条例第7条第2項に規定する費用を除く。）について、障害児相談支援を受けた者のうち児童の保護者から徴収することができる。

第7条を第6条とする。

第8条中「保護者」を「支援センターにおける児童発達支援等又は障害児相談支援の利用に係る児童の保護者」に、「直ちに」を「遅滞なく」に改め、同条第1号中「通所児童（条例第5条の規定により障害児通所支援を受けることができる児童をいう。以下同じ。）」を「支援センターにおける児童発達支援等又は障害児相談支援の利用に係る児童（次号において単に「児童」という。）」に改め、同条第2号中「通所児童又は」を「児童又はその」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 支援センターにおける児童発達支援等又は障害児相談支援の利用を休止し、又は中止するとき。

(4) 第5条第1項の規定による申請において届け出た事項（この条の規定により異動を届け出た事項を含む。）に異動があったとき。

第8条を第7条とする。

第9条第1項中「児童の」を「支援センターにおける条例第3条第1項第1号に掲げる事業（市長が認めるものに限る。）」を利用する児童（次項において「通園児童」という。）の支援センターへの」に、「の通園専用バスによって」を「が運行する通園専用バスにより」に改め、同項ただし書中「を利用すること」を「の利用による通園」に改め、同条第2項中「児童」を「通園児童」に、「通園バス」を「通園専用バス」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

(様式 略)

様式第3号の次に次の2様式を加える。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式第1号（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式第1号（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

訓 令

池田市例規集管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般

令和7年9月10日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市訓令第3号

池田市例規集管理規程の一部を改正する訓令

池田市例規集管理規程（平成16年池田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「池田市の条例、規則、規程その他執務に必要な例規とみなされる事項を収録した例規集」を「池田市例規集（以下「例

規集」という。)」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

(収録の範囲)

第2条 例規集には、本市及びその機関の権限に属する事務事業に関する条例、規則、規程その他総合政策部法制課長が必要と認めるものを収録する。

(例規集の管理)

第3条 例規集は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によるデータベースにおいて管理するものとする。

2 例規集は、毎月1日現在の内容をもって、年12回の更新を行う。

(例規集の閲覧)

第4条 例規集は、池田市ホームページに掲載する方法により、公衆の閲覧に供するものとする。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第5条 この訓令に定めるもののほか、例規集の管理に必要な事項は、総合政策部長が定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

選挙管理委員会

池田市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年7月2日

池田市選挙管理委員会委員長 明 石 巧

池田市選挙管理委員会規程第1号

池田市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程

池田市選挙関係事務執行規程（昭和46年選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第9号様式の7備考第4項第2号中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

別記第9号様式の8その2（別紙）備考第2項中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

別記第9号様式の12備考第4項中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

別記第9号様式の13その2備考第1項中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

池田市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年8月2日

池田市選挙管理委員会委員長 明 石 巧

池田市選挙管理委員会規程第2号

池田市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程

池田市選挙関係事務執行規程（昭和46年選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項第1号へ中「500」を「1,000」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ中「1,000」を「1,500」に、「3,000」を「4,500」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「12,000」を「23,000」に改め、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 航空賃 航空旅行について、旅程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第46条第1項第3号イ中「船賃」の次に「航空賃」を加え、「・ロ及びハ」を「からニまで」に改め、同号ロ中「10,000」を「20,000」に改め、同条第2項第1号中「10,000」を「15,000」に改め、同項第2号中「15,000」を「20,000」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

池田病院

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年9月30日

池田市病院事業管理者職務代理者 市立池田病院事務局長 斎藤 芳朗

池田市病院管理規程第6号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第11事務の部中「

1,140円	8,900円	170,000円
--------	--------	----------

」を「

1,200円	9,300円	
--------	--------	--

」に改め、同表地域医療連携医療相談員の部中「

1,200円	9,300円	173,000円
--------	--------	----------

」を「

1,260円	9,800円	176,000円
--------	--------	----------

」に改め、同表医師事務作業補助の部中「

1,150円	9,000円	173,000円
--------	--------	----------

」を「

1,210円	9,400円	176,000円
--------	--------	----------

」に改め、同表看護補助者（介助あり）の部中「

1,350円	10,500円	189,000円
--------	---------	----------

」を「

1,410円	11,000円	197,400円
--------	---------	----------

」に改め、同表介護補助者（介助なし）の部中「

1,120円	8,700円	
--------	--------	--

」を「

1,180円	9,200円	
--------	--------	--

」に改め、同表技能員の部中「

1,130円	8,800円	
--------	--------	--

」を「

1,190円	9,300円	
--------	--------	--

」に改める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

教育委員会

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月7日

池田市教育委員会 教育長 藤井 彰三

池田市教育委員会規則第11号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（令和3年池田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等）

第8条 条例第16条第2項の教育委員会規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月7日

池田市教育委員会 教育長 藤井 彰三

池田市教育委員会規則第12号

池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則（令和3年池田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「第12条に規定する介護休暇の」を「第12条第1項の教育委員会規則で定める」に改め、同条第11項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第25条第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「による部分休業」の次に「（同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）」を、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「、当該」を「、1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 職員は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、施行日以後におけるこの規則による改正後の第24条に定めるところによる1時間を単位とする介護休暇及び第25条に定めるところによる介護時間を請求することができる。

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月7日

池田市教育委員会 教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第13号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例施行規則（令和3年池田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条第4項中「第20条」を「第21条第1項」に、「職員が部分休業をした時間の現認報告書（様式第3号）」を「職員が部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間」に、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改める。

様式第3号を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月1日

池田市教育委員会 教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第14号

公民館条例施行規則の一部を改正する規則

公民館条例施行規則（昭和39年池田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（開館時間及び休館日）

第5条 公民館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。） 午前9時から午後9時まで
- (2) 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで

2 公民館の休館日は次のとおりとする。

- (1) 各月の第1火曜日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで（前号に掲げる日を除く。）

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に公民館の開館時間及び休館日を変更することができる。

第9条及び第10条を削る。

第8条第3号中「での喫煙は慎む」を「及び公民館敷地内で喫煙しない」に改め、同条を第12条とする。

第7条第1項中「第14条ただし書」を「第14条」に、「における」を「及びその」に、「次のとおり」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項第1号中「使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）」を「使用者」に、「10割」を「全額」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 第6条第1項第2号に規定する区分又は同条第2項に規定する場合の許可を受けたものが、使用予定日の属する月の2か月前の末日（当該日が公民館の休館日にあたるときは、その日前において最も近い公民館の休館日でない日。）までに取下げ届出書を提出した場合 既納の使用料の半額

(3) 第6条第1項第1号に規定する区分（同条第2項に規定する場合を除く。）のうち1日使用の許可を受けたものが、使用予定日の20日前以前の最も近い公民館の休館日でない日までに取下げ届出書を提出した場合 既納の使用料の半額

第7条第1項に次の1号を加える。

- (4) 第6条第1項第1号に規定する区分（同条第2項に規定する場合を除く。）のうち時間帯使用又は同条第1項第3号に規定する区分の使用の許可を受けたものが、使用予定日の7日前以前の最も遅い公民館の休館日でない日までに取下げ届出書を提出した場合 既納の使用料の半額

第7条第2項中「公民館使用許可取消し及び使用料還付申請書（様式第4号）に使用許可書及び領収書を添えて」を「公民館使用料還付申請書兼請求書（様式第5号）を」に改め、同条を第11条とする。

第6条第1項中「第13条ただし書」を「第13条第2項」に、「における」を「及びその」に、「次のとおり」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項第1号中「市又は教育委員会が使用する」を「条例第13条第2項第1号に該当する」に、「10割」を「全額」に改め、同項第2号中「社会教育関係団体その他公益を目的とした事業を実施している団体が使用する場合であつて、教育委員会が減免をする必要があると認める」を「条例第13条第2項第2号に該当する」に、「10割又は5割」を「全額又は半額」に改め、同項第3号を削り、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「の減免」を「の減額又は免除」に改め、「ものは」の次に「、第6条の規定による申請の際に」を加え、「教育委員会」を「併せて教育委員会」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 条例第13条第2項第3号に規定する事由は、公民館が実施した講座により形成された団体（以下「公民館登録グループ」という。）が使用する場合とし、公民館登録グループが使用する場合は、使用料の半額を減額するものとする。

第6条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用の許可の取下げ）

第10条 使用者は、その使用を取りやめようとするとき（次条第1項第1号に掲げる場合を除く。）は、公民館使用許可取下げ届出書（様式第4号。以下「取下げ届出書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該使用の許可は、取り消されたものとみなし、書面により交付を受けた使用許可書にあっては、取下げ届出書に添えて返却しなければならない。

第5条の次に次の3条を加える。

（使用の申請及び許可）

第6条 条例第11条第1項前段の規定による公民館の使用の許可を受けようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に、教育委員会に対し、公民館使用許可申請書兼同意書（様式第1号。以下「使用許可申請書兼同意書」という。）により申請しなければならない。

- (1) ギャラリーA、ギャラリーB及び展示室の時間帯使用又は1日使用 使用しようとする日（以下「使用予定日」という。）の属する月の2か月前における当該日に応当する日（応当する日がない場合にあっては、当該月の末日）以後の最も近い公民館の休館日でない日（以下「使用2か月前応当日」という。）から使用予定日の前日（当該日が公民館の休館日に当たるときは、その日前において最も近い公民館の休館日でない日。以下この条において同じ。）まで

- (2) ギャラリーA、ギャラリーB及び展示室の連日使用 使用予定日の属する月の6か月前の月の初日から使用予定日の前日まで

- (3) ギャラリーA、ギャラリーB及び展示室以外の施設の時間帯使用又は1日使用 使用2か月前応当日から使用予定日の前日まで

- 2 前項第2号に規定する連日使用の申請を行う場合であつて、当該使用における活動に要する準備又は復旧行為のために、連日使用の開始日の前日において時間帯使用（午後1時から午後9時までの時間帯又は午後6時から午後9時までの時間帯に限る。）若しくは1日使用又は当該連日使用の最終日の翌日において時間帯使用（午前9時から正午までの時間帯又は午前9時から午後5時までの時間帯に限る。）若しくは1日使用の利用が必要な場合においては、同項第1号の規定にかかわらず、当該時間帯使用又は1日使用の申請を同項第2号に規定する期間に行うことができる。

- 3 教育委員会は、前2項に規定する申請があつたときは、これを精査し、管理上必要があるときは、必要な条件を付し、公民館使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付する。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育委員会は、公益上特に必要があると認めるときは、公民館の使用の申請を受け付けることができる。

（許可された事項の変更）

第7条 施設の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、条例第11条第1項前段の規定により許可された事項について、同項後段の規定により許可された事項の変更をしようとする場合は、当該許可された使用予定日の前日までに、教育委員会に対し、変更前に係る使用許可書の提示その他の教育委員会が認める方法により使用者であることの確認を受け、使用許可申請書兼同意書により申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合は、これを精査し、変更を認めるときは、変更した内容による使用の許可を行い、変更した内容による使用許可書を交付する。この場合において、当該変更前の内容による使用の許可は、取り消されたものとみなし、書面により交付を受けた変更前に係る使用許可書にあっては、当該変更後に係る使用許可書の交付と引き換えに返却しなければならない。

- 3 条例第11条第1項後段の規定による変更の許可を受けた事項について変更の許可を受けようとするときも、前2項の規定と同様とする。

（使用料の前納）

第8条 条例第13条第1項の規定による使用料の前納は、施設の使用の許可を受けた日から起算して3日以内（施設の使用の日の2日前の日以後に使用の許可を受けた場合にあっては、その許可の際）に使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

本則に次の1条を加える。

（毀損滅失届）

第13条 公民館の建物、附属設備又は備品を毀損し、又は滅失したものは、その毀損又は滅失後遅滞なく、公民館建物等毀損（滅失）届（様式第6号）により教育委員会に届け出なければならない。

様式第1号中「第5条関係」を「第6条、第7条関係」に、「池田市教育委員会 様」を「（宛先）池田市教育委員会」に改める。

様式第2号を次のように改める。

（様式 略）

様式第3号中「第6条関係」を「第9条関係」に、「第13条ただし書」を「第13条第2項」「池田市教育委員会 様」を「（宛先）池田市教育委員会」に改める。

様式第4号を次のように改める。

（様式 略）

様式第4号の次に次の2様式を加える。

（様式 略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第7条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請による池田市中心公民館の施設の使用に係る使用料の還付について適用し、施行日前にされた申請による池田市中心公民館の施設の使用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

3 施行日前に施行日以後の日における池田市中心公民館の施設の使用についてこの規則による改正前の様式第2号に規定する様式により交付した許可書は、この規則による改正後の様式第2号に規定する様式により交付したものとみなす。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により提出されている書類は、この規則による改正後の様式により提出された書類とみなす。

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

池田市教育委員会 教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第15号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則（令和3年池田市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義等）

第2条 条例第19条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を往復することをいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

3 条例第19条に規定する通勤距離は、職員の住居から勤務場所までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

第15条を第18条とする。

第14条中「求め又は通勤の実情を実地に調査する」を「求める」に改め、同条を第17条とする。

第13条の見出しを「（支給できない場合）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「通勤職員」を「条例第19条第1項の職員」に改め、「休暇」の次に「、欠勤」を加え、同項を同条第1項とし、同条を第16条とする。

第12条第1項中「第9条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第2項中「途中」を「中途」に、「法第28条の規定により休職にされ、外国派遣法第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第3条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき」を「派遣等となった場合」に、「ときを」を「場合を」に改め、同条を第15条とする。

第11条第1項第2号中「第3条第3号の」を「第8条第3号に規定する」に改め、同条第2項中「同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤

務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他教育委員会の定める事由が生ずることが同号に定める」を「次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該に、「前項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤の経路又は方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他教育委員会の定める事由が生ずること。

第11条を第14条とする。

第10条の見出しを「（返納の事由及び額等）」に改め、同条第1項第2号中「通勤経路若しくは通勤方法」を「通勤の経路若しくは方法」に改め、同項第3号中「。以下「外国派遣法」という。」を削り、「派遣され、」の次に「又は」を加え、「。以下「育児休業法」という。」を削り、「をし、又は法第29条第1項の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第15条において「派遣等となった場合」という。）」に改め、同条第2項第1号中「すべて」を「全て」に、「事由発生日」を「事由発生日」に改め、同項第2号イ中「第8条第3項第1号」を「第11条第3項第1号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第13条とする。

第9条第1項中「においては、」を「においては」に改め、同項ただし書中「第6条」を「第3条」に改め、同条第3項中「増額改定する」を「増額して改定する」に改め、同条を第12条とする。

第8条の見出し中「支給日」の次に「等」を加え、同条第1項中「第13条第2項」を「第16条」に改め、同項ただし書中「第6条の規定」を「第3条の規定による届出」に改め、同条第3項中「の各号」を削り、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その職員の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第19条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1か月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えるときにおける当該通勤手当
 - (2) 職員が条例第19条第2項第3号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額（以下「運賃等相当額等」という。）が150,000円を超えるときにおける当該通勤手当
- 第8条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

（交通用具）

第10条 条例第19条第1項第2号に規定する交通用具は、自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、教育委員会の所有に属するものを除く。

第6条及び第7条を削る。

第5条を第9条とし、同条の前に次の見出し及び3条を加える。

（交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第6条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路を異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、割り振られた正規の勤務時間が夜間に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第8条 運賃等相当額の算出は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額
- (3) 教育委員会の定める交通機関等 教育委員会の定める額

第3条及び第4条を削る。

第2条の次に次の3条を加える。

（届出）

第3条 新たに職員となった者は、通勤届（別記様式）により通勤の実情を速やかに教育委員会に届け出なければならない。職員が住居若しくは通勤の経路若しくは方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても、同様とする。

（確認及び決定）

第4条 教育委員会は、職員から前条の規定による届出があった場合は、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その職員が条例第19条第1項の職員たる要件を具備するときは、その職員に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

（支給範囲の特例）

第5条 条例第19条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動

車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると教育委員会が認めるものとする。

別記様式中「第6条関係」を「第3条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間この規則による改正後の様式による書類として使用することができる。

消 防 長

池田市消防本部救急業務運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月9日

池田市消防長 小 泉 剛

池田市消防長訓令第1号

池田市消防本部救急業務運用規程の一部を改正する訓令

池田市消防本部救急業務運用規程（平成30年消防長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「円」を削る。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。